

生涯学習・社会教育に関するデータ集

目次

- ◆これまでの議論の背景・答申、ヒアリング結果など……………2

- ◆「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項
 - ・社会教育人材関係……………10
 - ・社会教育施設関係……………33

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】（令和4年8月）

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人の「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、**デジタルデバイド解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- **生涯学習**： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- **社会教育**： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ+ 周囲の「場」のよい状態

＜生涯学習＞
「個人」の生涯にわたる自己実現を図る学習

＜社会教育＞
学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

デジタル社会に対応

デジタルデバイド解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

+

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる

3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- ・ デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

地域と学校の連携・協働の推進

- ・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

リカレント教育の推進

- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

多様な障害に対応した生涯学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

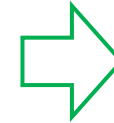
- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」 （平成30年12月21日）について

- 今後の我が国において、「**『社会教育』を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり**」を推進していくことが一層重要。
- その実現のためには、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる社会教育、すなわち、「**開かれ、つながる社会教育**」へと進化を図る必要がある。

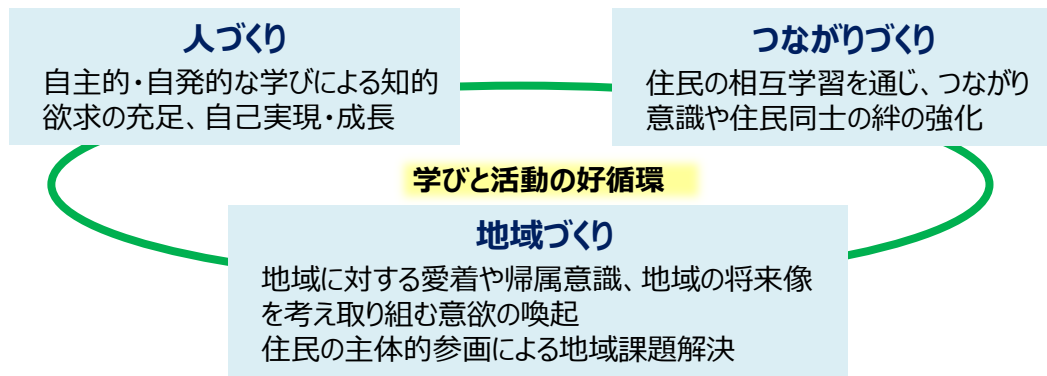
今後の地域における社会教育の在り方

- 人口減少、高齢化、グローバル化、つながりの希薄化、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 住民自らも地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたって学び、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要



個人の成長と地域社会の発展の双方
に寄与しうる社会教育に大きな期待

「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり



住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、総合教育会議の活用や地域学校協働活動の推進等を通じた首長、NPO、学校、企業等といった多様な主体の幅広い連携・協働

地域の学びと活動を活性化し人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

「開かれ、つながる社会教育」へ

今後の社会教育施設の在り方

＜今後の社会教育施設に求められる役割＞ 各施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

公民館

地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点

図書館

他機関と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる学習拠点

博物館

学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

＜今後の社会教育施設の所管の在り方＞

- 地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

⇒上記を踏まえ、公立社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の所管の特例を認める制度改正を実施（第9次地方分権一括法の一部として社会教育法等を改正）。

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

我が国の教育をめぐる現状と課題

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は、予測困難な時代における我が国の教育の方向性を示す**羅針盤**となるもの

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・いじめの重大事態発生件数等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて**自らが社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**に向けて、「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれの**幸せや生きがい**を実現
- ・幸福感、**学校や地域でのつながり**、**利他性**、**協調性**、**自己肯定感**、自己実現等、**協調的幸福と獲得的幸福**のバランスを重視
- ・**日本発の調和と協調ある**（Balance and Harmony）**ウェルビーイング**を発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。



今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に**社会の形成に参画**、持続的**社会の発展**に寄与
- ・**デジタルやグリーン等の成長分野**の人材育成に向けて、探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・主体的・対話的で深い**学び**、大学教育の**質保証**
- ・グローバル化の中で**留学等国際交流**や大学等**国際化**、**外国語教育**の充実、SDGsの実現に貢献する**ESD**等を推進
- ・**人生100年時代**のマルチステージにおける**リカレント教育**

②誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える**課題が多様化・複雑化**する中で、個別最適・協働的学びの**一体的充実**による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の**長所・強みに着目**する視点の重視、**多様性、公平・公正、包摂性**（DE&I）ある**共生社会の実現**に向けた教育を推進
- ・組織の境界を越えた**学び合い**、**風通しの良い組織形成**を重視し、**同調圧力への偏りから脱却**

③地域や家庭で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進

- ・**持続的な地域コミュニティの基盤形成**に向けて、**公民館等の社会教育施設の機能強化**や**社会教育人材の養成**と**活躍機会の拡充**
- ・**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**、**家庭教育支援**の充実による**学校・家庭・地域の連携強化**
- ・**生涯学習**を通じた自己実現、**地域や社会への貢献**等

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値(DX)）において、当面第3段階を見据え、**第1段階から第2段階への移行**を着実に推進

GIGAスクール構想、**情報活用能力の育成**、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、**教育データの分析・利活用**の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、**経済的・地理的状況によらない学び**の確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い**教育研究環境**等の整備、**児童生徒等の安全確保**

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

生涯学習・社会教育に関する自治体ヒアリングの結果（社会教育施設①）

・第11期中央教育審議会生涯学習分科会において議論された内容を踏まえ、社会教育施設の活用促進や社会教育人材の登用促進等について、先進的・特徴的な取組(※)を行っている自治体に対し、ヒアリングを実施。

※東京都国立市、埼玉県川口市、長野県飯田市、岐阜県高山市、京都府長岡京市、島根県雲南市、岡山県岡山市

◆ 社会教育施設関係

(1) 公民館の利用者

- ・利用者の年齢層は高齢層が中心であり、利用者層が固定化していることや、公民館利用や地域参加に制約を受けている層へのアプローチが課題だと感じている。そのため、子育て中の方、外国人、障害者等に対して、一定の配慮を行った学級・講座を実施している。
- ・若年層や現役世代の利用が少ないことが課題であり、若者も含めたより多様な人に公民館を利用していただきたいと考えている。
- ・中高生から50代の利用が少なく、地域コミュニティの担い手の確保や、活動の継続のために、多様な世代に公民館活動に参加していただきたい。そのためには、働く世代でも参加したいと思わせる取組が必要だと考えている。

(2) 子供やその親を対象とした公民館事業の実施状況

- ・子供の居場所として、夏休みの子供の居場所づくり（体験活動、異年齢や地域の大人との交流）、自習広場の開放、子供食堂等を行っている。
- ・地域の担い手不足が課題となっており、地域の中高生の活躍の場を設け、地域とのつながりを作っていく取組を推進中。また、地域未来塾という学習支援の取組も進めている。そのほかにも、大学生のインターンシップや、大学と連携協定を結び、1年間公民館の地域活動をしてもらっている。
- ・幼児家庭教育学級や子育てふれあいルーム、児童室の一般開放等をおこなっている。
- ・乳幼児親子を対象とした遊びと交流の場を設け、一部にコーディネーターも配置している。
- ・空きスペース等を中高生の自主学習の場として開放している。
- ・乳幼児期から高校までの体系的なキャリア教育の視点を持ち、育成事業や地域学校協働活動を進めている。特に、「地域人教育」として、地域と高校生との協働活動を通じた次世代育成に力を入れている。

(3) 公民館のデジタル化・DXの状況

- ・Wi-Fiルーター貸出を行っている。
- ・ウェブ上で施設予約ができるシステムを導入予定である。
- ・公民館のオンライン予約とキャッシュレス決済の導入を検討している。オンラインを利用し、県外講師による講座、複数会場による講座、外国人留学生との交流、日本語教室などを実施している。
- ・回線の高速化や全館でのWi-Fi利用促進などを進めるためには、設備充実のための補助金など、財源が必要である。
- ・デジタル田園都市国家構想交付金の応募を検討している。
- ・職員や利用者の技術の問題など、デジタル活用を進める人材が不足している。
- ・コロナ禍で学びを止めないために、全公民館でWi-Fiを整備し、オンライン併用の講座等を実施している。一方で、デジタル化を進めていくにあたり、公民館利用者自身（特に高齢者）が機能を扱えない場合も多く、課題と感じている。

(4) デジタルデバイドの解消に向けた取組

- ・シニア世代のためのスマートフォン講座を携帯電話会社に講師になってもらい開催した。基本的な操作だけではなく、個人情報流出や詐欺などに巻き込まれることがないように、安全な使用法や注意点も指導した。
- ・地域学校協働活動として、大人も子供も対象とした情報モラル研修会を開催している。
- ・地域自主組織役職員を対象に情報セキュリティ研修を開催している。
- ・キャッシュレス決済講座を実施している。

生涯学習・社会教育に関する自治体ヒアリングの結果（社会教育施設②）

（５）公民館の運営

- ・ 公民館運営審議会を設置しており、年間事業報告や計画、予算を説明の上、課題の共有や解決策などを議論し、使用基準の人数制限緩和や回数制限緩和を行った。
- ・ 公民館全体については、社会教育委員会議で協議し、今後の事業や運営に活かしている。また、公民館ごとには公民館運営委員会・協議会を設置し、運営や事業全般にわたって地域住民・利用者の意見やニーズを反映させている。
- ・ 一方で、外部評価については、職員の負担も大きいため、公民館運営審議会の適切な活用も重要。また、何を評価するのかという視点が重要であり、数値で表せる「講座等の開催回数」等ではなく、住民の学習成果がまちづくりに活かされているか、市民からの声が反映できているか等の説明責任が果たすことが重要。
- ・ デジタルリテラシーや防災に関する学習など、社会課題の解決のために行われる学習は人が集まらない場合もあり、地域住民と行政の意識の違いを課題と感じているとの意見もあった。

（６）首長部局、関係部署、学校等との連携

- ・ 公民館職員を市長部局の併任とし、市長部局所属の地域担当職員は各公民館で1名勤務し、防災学習、高齢者見守り活動、地域主体の行事の開催支援、環境美化活動等を担当している。
- ・ 社会教育主事の発令をされた公民館主事はもちろん、各公民館主事が首長部局等と連携した取組を進めている。
- ・ 放置された竹林があり、景観が損なわれるだけでなく、不法投棄もあり、問題となっていた。これに対し、地域住民、事業者、自治振興センターや公民館が協働し、竹林を整備した。この取組を地元小学校とも連携し、地域づくりにも生かしている。
- ・ 学校や公民館を活用し、放課後子供教室や寺子屋などの長期休業の子供の居場所づくりを実施している。
- ・ 小学校の体育館に社会教育ルーム（現在はまちづくり協議会の事務局）を設置し、地域と学校が一体となって様々な活動に取り組んでいる。

（７）公民館における営利事業

- ・ 自治体主催の事業に付随する模擬店等については許可している。
- ・ 民間事業者の営利事業に対しては、行政事業に紐づいていたり、委託を受けていたりする場合は貸している。
- ・ 講師として民間事業者を招聘することはあるが、公民館運営審議会から社会教育法第23条の解釈について、疑問の声があがったことがあった。文部科学省として、社会教育法第23条の解釈を事例に基づいて発信してほしい。
- ・ 非営利の任意団体が運営する喫茶店が公民館内で営業している。
- ・ 主催講座に関連する書籍や教材の販売、公民館まつりにおける地域団体の販売や福祉作業所など公益性のある販売は認めている。
- ・ 公民館敷地外の広場を目的外使用として、公民館の外の広場で市民ワゴン、キッチンカー販売を行っている。
- ・ 広く市民を対象とした事業やイベント時の一部物販は認めている。今後、過疎化が進む中で、一部地域では、商店が閉鎖され、地域内での生活必需品の購入ができなくなっている。そのため、衣料品等の日用品の販売や、フリーマーケットのように地元で生産された商品の販売等が出来るとう望ましい。

（８）公民館類似施設における営利事業やその他の活動

- ・ 公民館に代わるものとして交流センターを設置しており、地域自主組織が指定管理者となっている。交流センターでは、地域自主組織が公民館の目的を継承しつつ、市全体で社会教育をさらに盛り上げるための独自の取組を行っている。交流センター内では、宿泊業、マーケットの経営、葉書や切手、植物の種等の販売を行っている。
- ・ 地域自主組織による住民自治の推進が進むことで、生涯学習のみならず、地域づくり、地域福祉、自主防災等を含めた、地域の拠点施設に位置付け、地域住民が主体となり、地域の課題やニーズに応じた自由度の高い活動が可能となり、活動拠点を整備することで、交流センターが学びの場だけでなく、地域課題解決へ向けた実践の場となっている。

生涯学習・社会教育に関する自治体ヒアリングの結果（社会教育人材）

◆ 社会教育人材関係

（1）社会教育主事の配置やその役割

- 各公民館に社会教育主事を配置している。
- 公民館の現場を重視しており、図書館・博物館は司書・学芸員といった専門職がいるが、公民館にはそうした専門的な資格がなく、一般の行政職員が配置されているため、専門的な分野の知見が足りない状況である。そのため、教育委員会事務局に社会教育主事を1名配置することに加え、社会教育主事の資格をもった専門的な職員を配置し、公民館主事にも社会教育主事の発令を行い、地域自治の仕組、公民館活動において専門的な視点から公民館主事の役割を果たすようにしている。
- 社会教育主事を増員したことで、公民館職員に対する研修や助言等を行う機会が増え、公民館職員の資質向上につながった。
- 専任の社会教育主事を廃止してしまったため、専門的職員がいなくなり、住民のニーズに合った事業の企画・実施や体制が弱くなってきている。

（2）社会教育士の活躍の場やネットワーク化

- 社会教育士を教育委員会の社会教育担当課内に会計年度任用職員として採用し、首長部局の職員と連携し、国際交流事業に取り組んでいる。
- 市内の社会教育士について情報を収集し、ネットワークづくりのために集まる機会の設定に向けて取り組んでいる。
- 市の職員で社会教育士になっている人の把握はできるが、職員以外で社会教育士の称号を取得している人の把握はできないため、行政との関係性の構築は困難。
- 都道府県内の情報がストックされて、社会教育士の緩いネットワークがあったり、そこで研修等があったりするとよい。
- 地域学校協働活動推進員については、地域のなり手の確保とともに、職責に見合った資質向上が必要という意見があった。

（3）社会教育主事講習

- 専門性を活かすためには必要な研修だと思っている。
- 必要な理論の修得や実践的な演習ができ、とてもよかった。
- 講習の場で別の受講者と交流ができたことは貴重な経験であった。
- マネジメント能力やプレゼンテーション能力を高めるものを追加してほしい。
- 近隣に大学等がなく、社会教育主事講習等への参加については、宿泊などが必要であり、時間的・金銭的負担が大きい。
- 長期派遣をすることが体制上難しいため、日数の短縮やオンライン受講ができると、遠隔地からでも受講しやすく、ありがたい。
- コロナ禍もあり、デジタルの活用方法といった研修も重要だと思う。
- 地域の様々な経験をし、社会教育士としての能力を有している人がいるが、その人たちが必ずしも社会教育主事資格を持っているわけではない。
- 業務の兼ね合いで主事講習を受けるのが難しい場合がある。資質や能力がある人が主事講習なしで主事になる制度があれば、社会教育主事の配置促進が期待できると思う。

（4）社会教育主事や社会教育士の継続研修

- 県で社会教育主事等を対象とした研修会を開催しており、市町村はそれに参加している。
- 自治体内で月に一度公民館主事が集まる主事会を実施しており、その際に研修を実施している。（公民館主事21名中7名に社会教育主事を発令している。）
- 新たな課題に対応するため、先進的かつ多様な取組や新たな学習方法を学ぶ機会を継続的に確保していくことが必要だと考えている。
- 現職者向けに、これまでの実践・実務経験を振り返る学びの機会を、都道府県でも一定の責任をもって実施していく体制の構築が必要だと思う。

「地域の学びと実践プラットフォーム」構築に向けた重点事項 (社会教育人材関係)

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の営駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

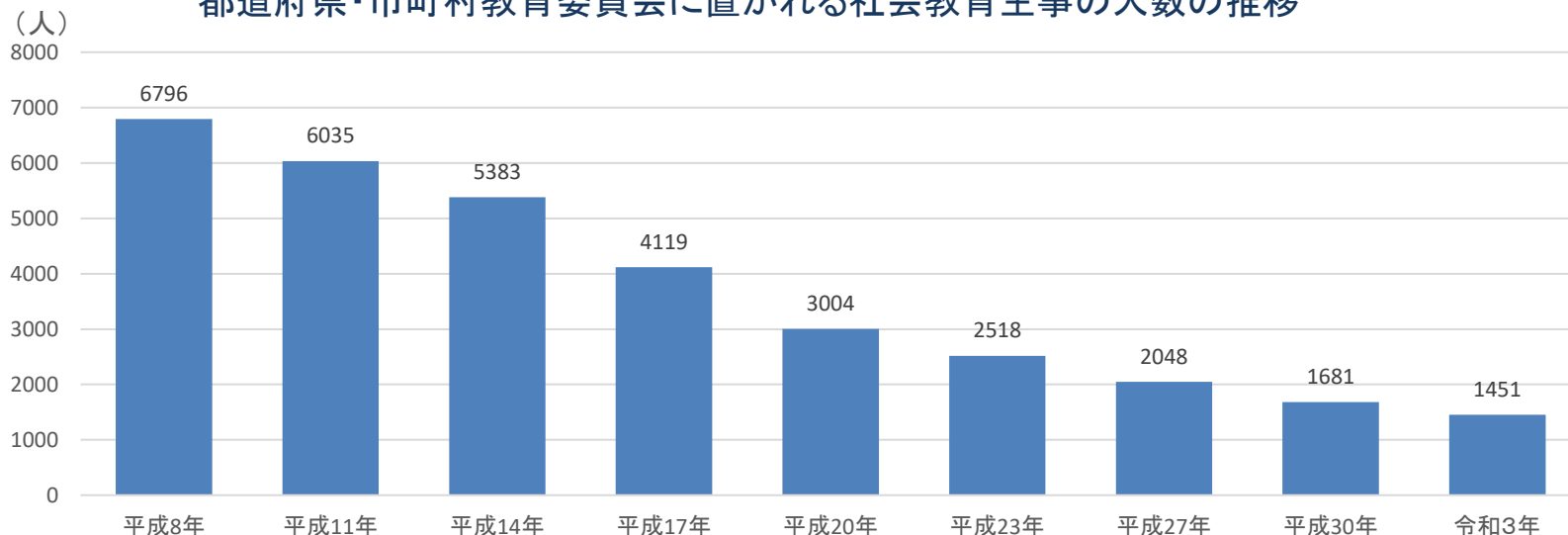
「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

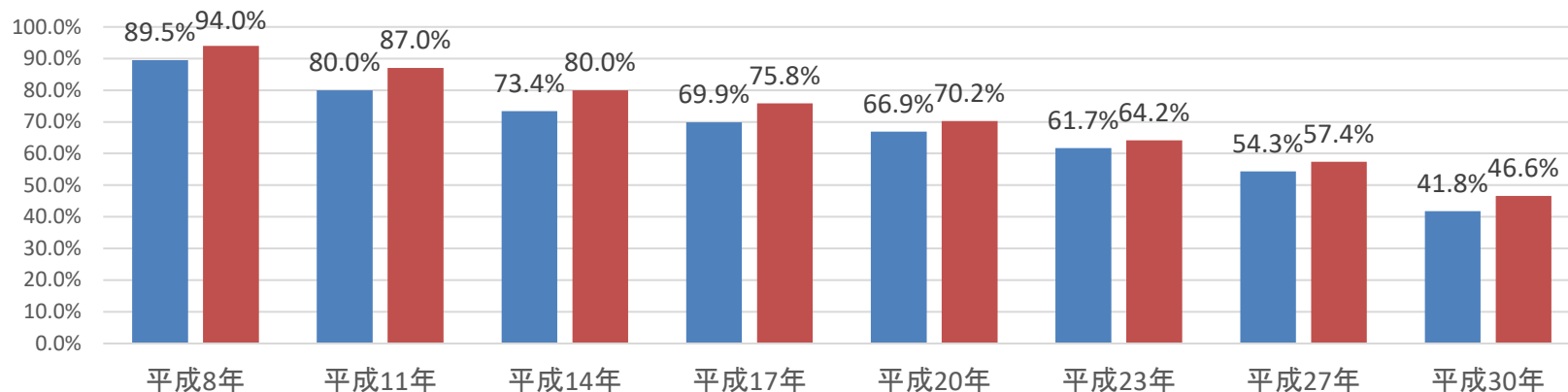
都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移

- ・社会教育主事数・配置率は年々減少し、市町村における配置率(人口1万人未満の町村を除く。)は5割を切っている。
- ・社会教育主事と社会教育士の在り方も含め、社会教育人材の質の向上・量の確保に向け、検討を進める必要がある。

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



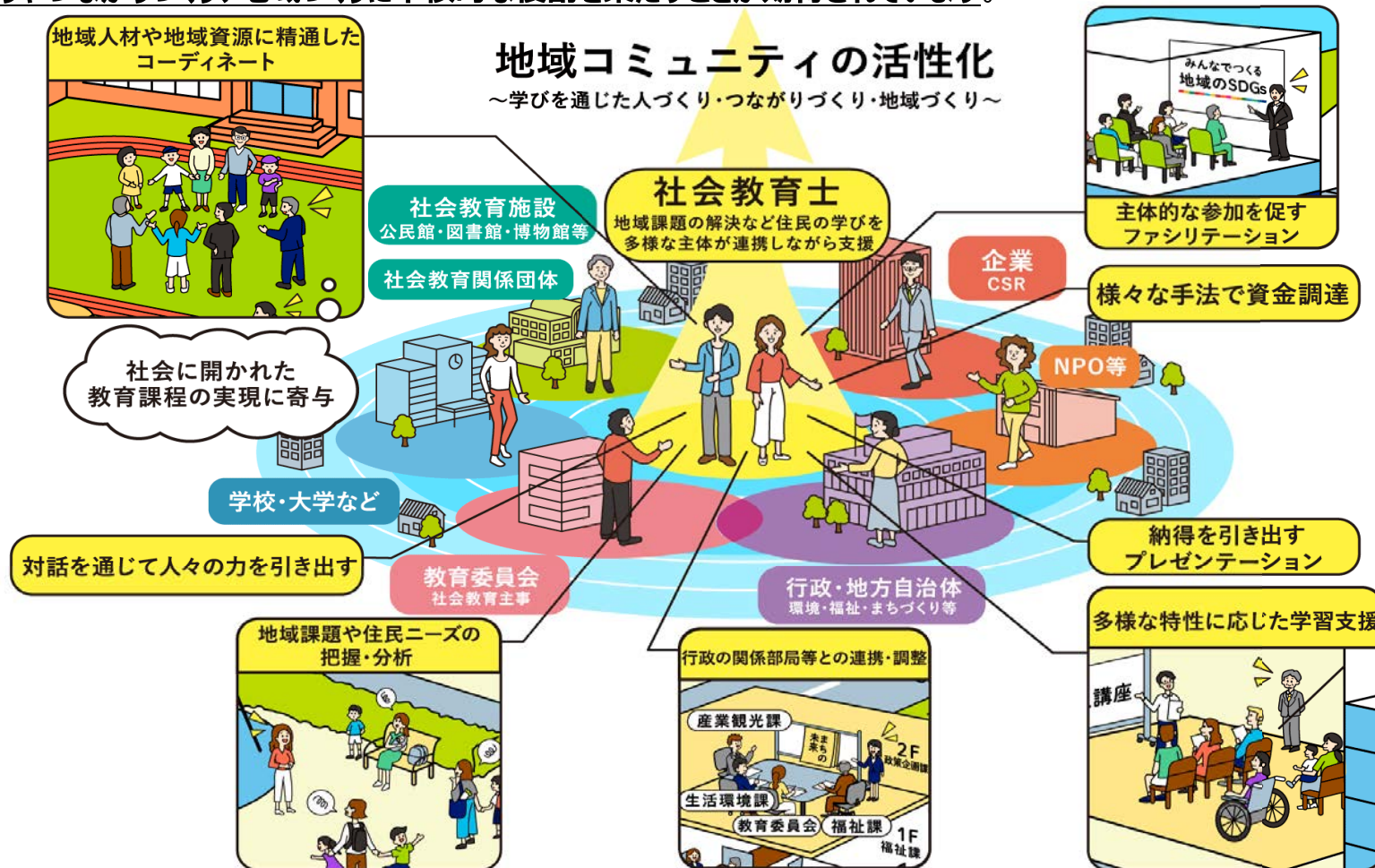
■ 配置率(社会教育主事のみ) ■ 配置率(派遣社会教育主事を含む)

〈1万人未満の町村を除く〉

社会教育士の役割について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,906人
（内訳）養成課程	214人	336人	550人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,456人

社会教育士（称号）の創設に関する経緯

◆ 平成25年1月「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」

- ・社会教育の重要性・必要性については一定の評価がなされているものの、社会教育主事の重要性・必要性については、首長部局を含めて地域の中で、必ずしも十分に理解・評価がなされていないこともあり、社会教育主事数が減少傾向にある状況。
→社会教育主事の養成・配置、資格の在り方について総合的に検討の必要性を提示。

(具体的内容)

- ・社会教育主事の位置づけや、配置先の見直しも含めた配置の在り方の検討。
- ・社会教育主事講習等を通じて身に付けた社会教育の知識・能力が社会教育行政以外の幅広い分野でも活かされるような仕組みの構築。
- ・主体的に地域に参画し、学習成果を生かして地域の課題解決に資する活動を行う人材や、各地域での活動の円滑化に資するコーディネーターやファシリテーターの通用性・信頼性が確保されるような質の保障の仕組みの構築。

◆ 平成25年9月「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理」（第7期生涯学習分科会）

- H25.1議論の整理を受け、「社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループ」を設置し、社会教育主事講習、研修カリキュラムの抜本的見直しの必要性について提言。

(具体的内容)

- ・首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化や、社会教育主事有資格者・経験者のキャリアパスの構築。
- ・他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みの検討。
- ・社会教育行政以外の様々な場面で活躍できるよう、「社会教育士」や「地域教育士」という資格を民間レベルで創設。

◆ 平成26年6月～平成28年8月「社会教育主事の養成等の在り方に関する調査研究報告書」（社研）

◆ 平成29年8月「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（文科省）

- WG提言を受け、社研において調査研究を実施した後、文科省より今後の社会教育主事講習に関する基本的な考え方を提示。

(具体的内容)

- ・社会教育主事講習における、人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力の育成。
- ・受講者の負担軽減を図るため、社会教育主事講習の時間数の削減。
- ・社会全体における学習の充実と質の向上を図る観点から、社会教育主事有資格者が、社会教育活動に携わる上で社会教育主事と同等の汎用性のある資格として広く社会で活用され、教育委員会から社会教育主事の発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり活躍できるよう検討。
- ・社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者に「社会教育士（仮称）」の称号を付与するよう法令上の措置を講ずることについて検討。

◆ 平成30年2月「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」の成立（平成三十年文部科学省令第五号）

- 文科省報告を踏まえ、「社会教育主事講習等規程」（昭和二十六年文部省令第十二号）を改正。

(具体的内容)

- ・社会教育主事講習、社会教育主事養成課程の科目及び単位数の変更。
- ・社会教育士の称号の付与。

◆ 令和2年4月「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」の施行（新科目の講習、社会教育士制度スタート）

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令について (2020年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択 必修)
社会教育課題研究	



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3 (選択 必修)
社会教育実習	
社会教育課題研究	

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、2020年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

社会教育士に関する記述のある方針・議論のまとめ等

●デジタル田園都市国家構想基本方針 ～抜粋～ 令和4年6月7日閣議決定

社会教育を基盤とした地域活性化

- 社会教育主事などの**社会教育人材のICT活用スキルを向上**させ、民間などの多様な主体と連携し、デジタル社会に対応する地域人材を育成し、活用する取組を促進するとともに、**社会教育士のデジタル社会の幅広い分野での活躍を促進**する。

●「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和3年1月26日中央教育審議会

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について ～抜粋～

(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 教師、事務職員等が**社会教育士の称号を取得**し、地域の教育資源を有効に活用して、「**社会に開かれた教育課程**」をより効果的に実現する**学校教育活動を行うこと**や、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用が考えられる。

●コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ

～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～ 令和4年3月14日コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策 ～抜粋～

地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う**地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう**、制度的な位置付けや**社会教育士制度の活用等**について、更なる検討が期待される。

●障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会議論のまとめ (令和4年3月 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会)

(3) 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策

③ 社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成

- 社会教育主事講習や、都道府県や市区町村が実施する社会教育関係職員向けの研修等に、**社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等が参加する機会を充実させる**などとして、関連領域の担い手を育成することも重要である。

社会教育主事講習の概要

文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施

①資格付与講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習)を開講

②一部科目指定講習

省令改正前に講習を修了した者等を主な対象として、新2科目(生涯学習支援論・社会教育経営論)のみを開講

令和4年度講習実施機関

①資格付与講習

	機関名	期間	受講定員(人)
1	北海道立生涯学習推進センター	7月7日～9月2日 11月12日～1月29日	95人
2	秋田県生涯学習センター	7月25日～8月19日	50人
3	東北大学	6月15日～8月9日	90人
4	宇都宮大学	7月25日～8月19日	80人
5	福井大学	7月16日～10月10日	80人
6	信州大学	7月16日～8月20日	30人
7	愛知教育大学	7月25日～8月25日	80人
8	大阪教育大学	7月16日～8月23日	80人
9	広島大学	7月25日～8月23日	40人
10	島根大学	7月16日～1月22日	50人
11	鳴門教育大学	7月23日～8月10日	30人
12	九州大学	7月21日～8月12日	80人
13	熊本大学	7月18日～8月9日	50人
14	国立教育政策研究所	7月15日～8月19日	120人
		1月13日～2月27日	120人

②一部科目指定講習

	機関名	期間	受講定員(人)
1	北海道立生涯学習推進センター	7月21日～8月10日	25人
		12月10日～1月11日	
2	北海学園大学	6月25日～8月7日	20人
		10月22日～12月4日	
3	宇都宮大学	7月16日～7月30日	20人
4	大東文化大学	9月15日～12月8日	50人
5	福井大学	7月25日～8月3日	20人
6	大阪教育大学	7月16日～8月12日	20人
7	香川大学	10月8日～3月4日	35人
8	九州大学	7月23日～8月12日	20人
9	熊本大学	9月23日～12月26日	20人
10	放送大学	11月1日～2月7日	40人

社会教育主事養成課程の概要

文部科学省令で定められた社会教育に関する科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講・社会教育実習・社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目)を大学が実施。

<社会教育主事の養成に関する科目を開講している大学(令和4年度)>

[4年制大学] 107校

(国立大学) 29

北海道大学	弘前大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	筑波大学	宇都宮大学	群馬大学
東京大学	東京学芸大学	山梨大学	岐阜大学	静岡大学	愛知教育大学	名古屋大学	滋賀大学	京都大学	大阪教育大学
神戸大学	奈良教育大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	高知大学	九州大学	熊本大学	鹿児島大学	

(公立大学) 6

高崎経済大学	東京都立大学	都留文科大学	京都府立大学	大阪公立大学	北九州市立大学
--------	--------	--------	--------	--------	---------

(私立大学) 72

札幌学院大学	札幌国際大学	北翔大学	北星学園大学	北海学園大学	弘前学院大学	石巻専修大学	尚綱学院大学	仙台大学	仙台白百合女子大学
東北学院大学	東北福祉大学	東北芸術工科大学	茨城キリスト教大学	常磐大学	東京福祉大学(※)	聖学院大学	文教大学	聖徳大学	青山学院大学
亜細亜大学	国士舘大学	駒澤大学	創価大学(※)	大東文化大学	玉川大学(※)	中央大学	帝京大学	帝京平成大学(※)	東京家政大学
東洋大学	日本大学	日本女子大学	日本体育大学	法政大学(※)	明治大学	明治学院大学	立教大学	立正大学	和光大学
早稲田大学	神奈川大学	松蔭大学	田園調布学園大学	東海大学	八洲学園大学(※)	身延山大学	松本大学	常葉大学	愛知大学
愛知学院大学	中京大学	大谷大学	京都女子大学	京都橘大学	佛教大学(※)	龍谷大学	追手門学院大学	大阪大谷大学	大阪樟蔭女子大学
関西大学	帝塚山学院大学	天理大学	就実大学	ノートルダム清心女子大学	広島国際大学	広島修道大学	広島女学院大学	徳島文理大学	九州共立大学
九州産業大学	福岡大学								

[短期大学(部)] 1校

(私立短期大学) 1

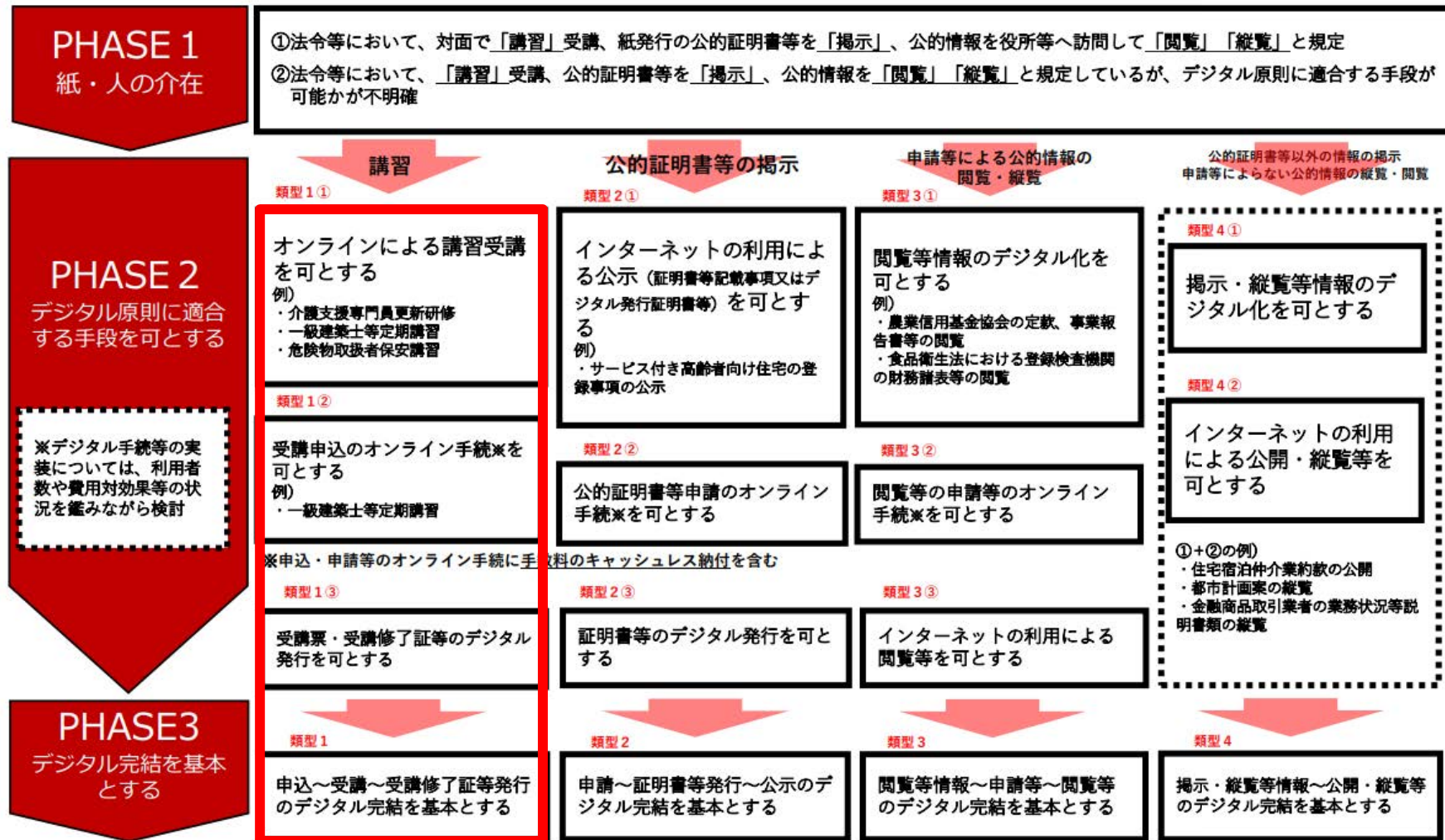
帯広大谷短期大学

(※)は通信課程設置大学

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン

・政府全体として、申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とすることが求められており、社会教育主事講習においても、デジタル完結に対応する必要がある。

書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)



社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業

○国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと共催して実施しているもの

・公民館職員専門講座

公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術について研修を行い、地域の指導者的立場にある公民館職員としての力量を高める。

(参考 令和4年度)

「持続可能な地域社会の形成・維持に資する公民館」

- ・講座期間: 令和4年9月12日～9月16日
- ・受講対象: 公民館、公民館類似施設の館長及び職員、社会教育主事、生涯学習関連施設職員等の経験が1年以上あるもの
- ・受講者数: 58名

・図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導者的立場になりうる司書及び図書館経営の中核を担うリーダーとしての力量を高める。

(参考 令和4年度)

「SDGsに取り組む図書館の可能性～図書館サービス・機能・役割の展望～」

- ・講座期間: 令和4年6月16日～6月29日
- ・受講対象: 図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験がおおむね7年以上で指導者的立場にある者
- : 57名

・社会教育主事専門講座

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導者的立場にある社会教育主事としての力量を高める。

(参考 令和4年度)

「あらゆる人々の活躍の推進に向けて～包摂的な社会教育施策の立案～」

- ・期間: 令和4年11月10日～11月15日
- ・対象: 勤務経験が2年以上の社会教育主事
- ・受講者数: 30名

○公募により委託して実施しているもの

・新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和4年度)

- ・実施機関: 筑波大学
- ・開講形式: オンライン形式(全国に配信)
- ・講習期間: 令和4年8月30日～9月1日
- ・受講対象: 公立図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者
- ・受講者数: 212名(令和4年度実績)

・図書館地区別研修

情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和3年度)

・受講機関、開講形式、講習機関は下表の通り

	実施機関名	講習期間	開講形式
1	青森県教育委員会	10月20日～10月22日	対面・オンライン
2	新潟県教育委員会	11月30日～12月3日	オンライン
3	名古屋市教育委員会	12月7日～12月10日	対面
4	京都市教育委員会	1月26日～1月28日	オンライン
5	鳥取県教育委員会	12月14日～12月17日	対面・オンライン
6	宮崎県教育委員会	1月19日～1月21日	オンライン

・受講者数: 865名(6機関合計)

※令和4年度については未実施機関があるため、令和3年度の実績を記載

社会教育主事資格・社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（抜粋）

1. アンケートの結果概要

- ・期 間：令和4年5月17日(火)～5月27日(金)
- ・対象者：R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方
- ・依頼先：社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) * R2、R3年度実施機関
養成課程実施機関 4機関(抽出)
- ・回答者数：781人 / 1,864人 中

1. 資格取得方法

社会教育主事講習 (4科目8単位)	696
大学養成課程 (6科目24単位)	12
令和元年度以前に大学の 養成課程で任用資格を取得し、 令和2年度以降に新たに 社会教育主事講習を受講	71

2. 年齢

(単位:人)

20代	95
30代	214
40代	275
50代	150
60代	39
70代以上	6

3. 社会教育主事として活動していますか。

はい	254
いいえ	524

※40代が35.3%と最も多く、次いで30代(27.5%)、50代(19.3%)の順に多い。
※社会教育主事として活動している人の割合は回答者全体の32.6%、

4. 社会教育士の称号を活かした活動をしていますか。
 ※()内の数字には社会教育主事は含まない。

はい	341(207)
いいえ	430(312)

6. 社会教育主事・社会教育士の称号を取得した後、資格等の保有者とのネットワークがほしいという希望はありますか。

はい	575
いいえ	193

5. 「はい」と回答した場合は、どのような分野で活動していますか。
 ※()内の数字には社会教育主事は含まない。

教育	239(131)
まちづくり	81(50)
福祉	10(8)
防災	5(2)
その他	23(16)

7. 社会教育主事・社会教育士の資格等を取
 得した後、継続学習の機会がほしいという希望
 はありますか。

はい	575
いいえ	196

○記述式回答：主な回答のみ

その他、社会教育士等への意見について

○社会教育士について

- ・地域や社会はもちろん、学校現場等への認知度をあげてほしい。
- ・社会教育主事の配置を充実させてほしい。
- ・活躍できる場を提供してほしい。
- ・キャリアパスを示してほしい。

○社会教育主事講習について

- ・講習終了後に証明書やバッチなど身分を証明するものがほしい。
- ・オンライン講座はありがたい。

司書について

《司書の位置づけ》

図書館法第13条第1項において、公立図書館に当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員（司書及び司書補）を置くこととされている

＜司書の主な職務内容＞

- ◇ 図書館資料の選択、発注及び受け入れ
- ◇ 受け入れ図書館資料の分類及び蔵書目録の作成
- ◇ 目録からの検索、図書館資料の貸出及び返却
- ◇ 図書館資料についてのレファレンスサービス、読書案内
- ◇ 読書活動推進のための各種主催事業の企画、立案と実施
- ◇ 自動車文庫による巡回等の館外奉仕活動の展開 など

【参照条文】

・図書館法(昭和25年法律第118号)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

二 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

三 司書補は、司書の職務を助ける

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

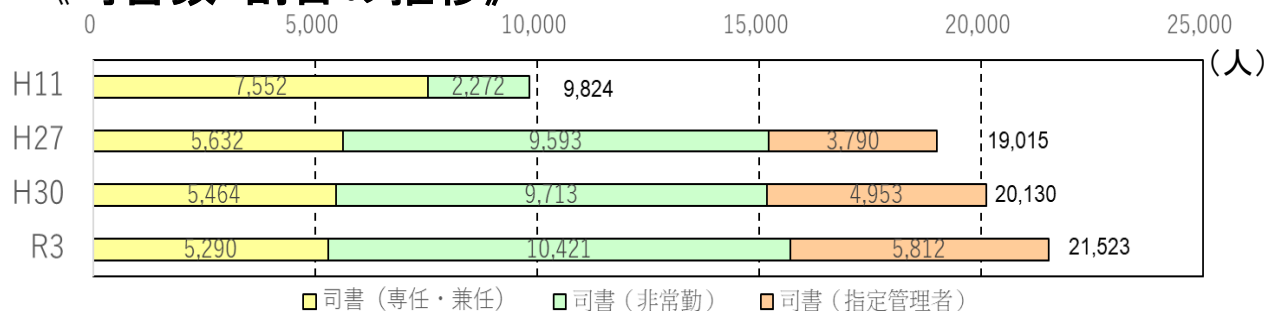
・図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)

第一 総則

三 運営の基本

① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理体制の構築に努めるものとする。

《司書数・割合の推移》



	専任・兼任	非常勤・指定管理者
H11	76.9%	23.1%
H27	29.6%	70.4%
H30	27.1%	72.9%
R3	24.6%	75.4%

出典：社会教育調査報告書（※R3は中間報告値）

司書講習・司書養成課程について

- ①大学(短大を含む)又は高等専門学校卒業生が**司書講習**を修了し資格を得る。
- ②大学(短大を含む)で**司書資格取得に必要な科目を履修**し卒業を待って資格を得る。
→通信制・夜間・科目等履修を含む
- ③3年以上司書補としての勤務経験者が**司書講習**を修了し資格を得る。

司書講習(①③)

毎年7月～9月にかけて全国5大学程度で実施される。集中講習。

【受講資格】

- ・大学に2年以上在学(短大卒業者含む)し、62単位以上を修得しているか、高等専門学校を卒業していること。
- ・2年以上司書補として勤務経験があるもの。

【取得単位数】

必修11科目22単位、選択2科目2単位以上

(参考)司書補講習 (司書補になるための講習)

【受講資格】

高等学校若しくは中等教育学校を卒業したもの又は高等専門学校第3学年を修了した者。

【取得単位数】

必修11科目15単位 ※司書講習とは科目が異なる。

司書養成科目開講大学(②)

全国200大学程度で開講される。

【履修方法】

- ・大学在学中に履修
→卒業と同時に資格を得られる。
資格証明書も得られる場合が多い(学長が発行)。
- ・大学卒業後に通信制などで履修
→資格証明書の発行はなし。
大学が発行する卒業証明書及び図書館に関する科目の単位修得証明書で証明。

【取得単位数】

必修11科目22単位、選択2科目2単位以上

講座・研修

図書館司書専門講座

【対象】公共図書館の勤務経験が概ね7年以上で指導的な立場にある司書

【主催】文部科学省
国立教育政策研究所

【期日】例年、6月に10日間程度開催

新任図書館長研修

【対象】公共図書館に就任して1年未満の図書館長

【主催】文部科学省 等

【期日】例年、9月に4日間程度開催

図書館地区別研修

【対象】公共図書館の勤務経験が概ね3年以上の中堅司書

【主催】文部科学省 開催都道府県
・指定都市教育委員会

【期日】例年11月～2月頃に全国6ブロックで開催(3～4日間)

司書教諭と学校司書について

	資格	業務内容	小学校	中学校	高等学校
司書教諭	教諭	○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言	12学級以上の発令状況（令和2年5月1日現在）		
			99.2%	96.9%	93.2%
学校司書	事務職員等	○日常の運営・管理 ○教育活動の支援	配置状況（令和2年5月1日現在）		
			68.8%	64.1%	63.0%

（出典）文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」

【参考】

○学校図書館法

第5条 学校には、学校図書館の専門的な職務を掌らせるため、**司書教諭**をおこななければならない。

第6条 学校には、前条第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「**学校司書**」という。）を置くよう努めなければならない。

○学校図書館法附則

第2項 学校には、平成15年3月31日までの間（制令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、**司書教諭**を置かないことができる。

○学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令

学校図書館法附則第2項の制令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除した数（1未満の端数を生じたときは1に切り上げる。））とを合計した数が11以下の学校とする。

学校図書館司書教諭講習の概要

<受講資格>

講習を受講できる者は教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に二年以上在学する学生で六十二単位以上を修得した者とする。

<履修すべき科目及び単位>

科目	単位数
学校経営と学校図書館	二
学校図書館メディアの構成	二
学習指導と学校図書館	二
読書と豊かな人間性	二
情報メディアの活用	二

令和4年度学校図書館司書教諭講習実施大学(34機関)

例年、7月～8月にかけて全国30大学程度で実施

北海道教育大学 筑波大学 作新学院大学 埼玉大学
放送大学 東京学芸大学 新潟大学 上越教育大学
富山大学 金沢学院大学 福井大学 山梨大学
信州大学 岐阜大学 静岡大学 愛知教育大学
三重大学 京都教育大学 大阪教育大学 奈良教育大学
広島大学 鳴門教育大学 香川大学 愛媛大学
高知大学 福岡教育大学 佐賀大学 長崎大学
熊本大学 宮崎大学 鹿児島大学 琉球大学
山口県 千葉敬愛短期大学 ※今年度は実施せず

生涯学習コーディネーターの概要

コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与すること目的に養成。

■ 経過と趣旨

近年、生涯学習領域でのコーディネーターの配置の必要性が高まるなか、平成21年6月に本格的なコーディネーター養成・研修として「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」を開講。さらに生涯学習コーディネーターとして多様な地域課題に応えるため、平成25年12月に「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を開講。生涯学習支援実践講座修了者の学習の成果を評価認定し、生涯学習社会の実現に寄与。

■ 対象者

一般財団法人社会通信教育協会主催「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」、「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を修了
→申請した後、審査を経て認定を受けた者

■ 資格名称・課程

- ・生涯学習上級コーディネーター
→生涯コーディネーター研修及び生涯学習コーディネーター新支援技法研修を修了
- ・生涯学習コーディネーター
→生涯学習コーディネーター研修若しくは生涯学習新支援技法研修を修了

■ 人材情報提供

資格取得者の人材情報を市区町村（生涯学習担当セクション）へ送付。

文部科学省認定「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」

第Ⅰ単元

コーディネートの理解と技術

- 第1章 生涯学習コーディネーターとは
- 第2章 生涯学習支援とコーディネーター
- 第3章 生涯学習コーディネーターの心得、留意点
- 第4章 コーディネート・スキル
- 第5章 学校支援と地域コーディネーターの役割
- 第6章 ささまざまな領域で求められるコーディネート機能【1】
- 第7章 生涯学習の理解【1】

第Ⅱ単元

地域学習情報活用の理解と技術

- 第1章 生涯学習支援と学習情報の提供
- 第2章 地域学習情報の収集・整理・発信の技術
- 第3章 学習成果の活用のための地域学習情報
- 第4章 地域学習情報と著作権
- 第5章 地域学習情報と肖像権、個人情報保護、情報モラル
- 第6章 ささまざまな領域で求められるコーディネート機能【2】
- 第7章 生涯学習の理解【2】

第Ⅲ単元

コミュニケーションの仕方の理解

- 第1章 コミュニケーションのとり方
- 第2章 心理療法の考え方
- 第3章 自己一致と傾聴・共感
- 第4章 リーダーシップとフォロワーシップ
- 第5章 ささまざまな領域で求められるコーディネート機能【3】
- 第6章 生涯学習の理解【3】

第Ⅳ単元

事業の設計とマネジメントにおける コーディネート

- 第1章 生涯学習支援事業をコーディネートする
- 第2章 生涯学習支援事業とマネジメント・サイクル
- 第3章 生涯学習支援事業の評価の技術
- 第4章 ボランティアの組織をコーディネートする
- 第5章 ささまざまな領域で求められるコーディネート機能【4】
- 第6章 生涯学習の理解【4】

※受講期間：4か月
※生涯学習1級インストラクター
資格取得のための必修講座

「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」

第Ⅰ単元

成人の学習の理解とV字型回復力・ 成長力(レジリエンス)

- 第1章 学習の理解
- 第2章 V字型回復力・成長力(レジリエンス)の育成
- 第3章 具体的な回復力・成長力(レジリエンス)の育成法
- 第4章 特論 生涯学習支援の技術と実践

第Ⅱ単元

地域におけるネットワーキングと 課題解決型学習の技法

- 第1章 地域コミュニティの再生と行政
- 第2章 ソーシャル・キャピタルと信頼、ネットワークの理解
- 第3章 地域における課題解決と生涯学習
- 第4章 特論 生涯学習支援の技術と実践

第Ⅲ単元

参加学習型とファシリテーション能力

- 第1章 参加型学習とワークショップ
- 第2章 ファシリテーション能力の向上
- 第3章 学習内容を深めるファシリテーションの実際
- 第4章 特論 生涯学習支援の技術と実践

第Ⅳ単元

学習相談と「他者と自己」

- 第1章 学習相談の理解
- 第2章 社会の中に生きる人
- 第3章 他者を知る
- 第4章 他者と関わる
- 第5章 自己を見つめる
- 第6章 特論 生涯学習支援の技術と実践

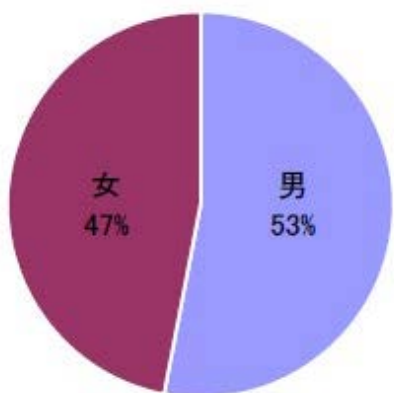
※受講期間：4か月

生涯学習コーディネーター資格取得者構成 (令和4年3月1日現在)

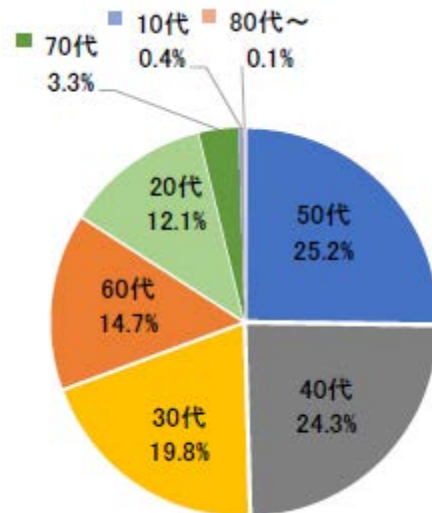
(出典)一般財団法人社会通信教育協会資料(2022.6.27)を基に事務局で作成

生涯学習上級コーディネーター	694人
生涯学習コーディネーター	4,710人
合計	5,404人

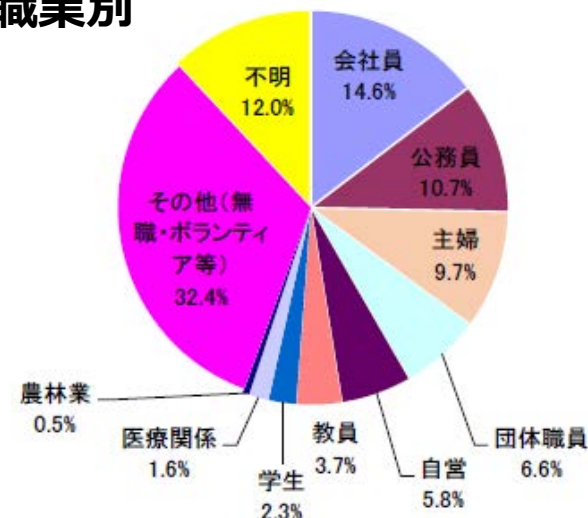
1. 男女別



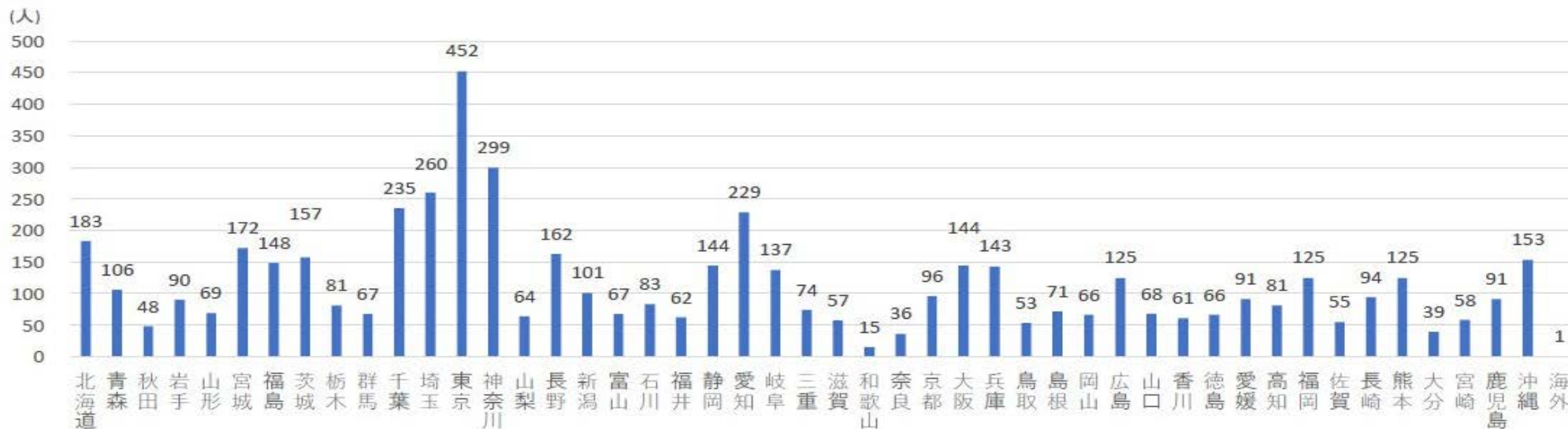
2. 年代別



3. 職業別



4. 都道府県別



生涯学習コーディネーターの主な活動場所・内容

<地域>

市民協働まちづくり運営委員
生涯学習推進員
社会教育委員
男女共同参画推進員
児童民生委員
家庭教育支援員
青少年育成委員
体育指導員
地球温暖化防止活動推進員
食生活改善推進員
防災委員
自治会役員 他

<幼稚園・保育園・学童クラブ>

昔あそび・折紙指導
絵本の読み聞かせ
保育ボランティア
見守りボランティア 他

<学校>

地域学校協働本部地域コーディネーター
放課後子供教室ボランティア
学校運営協議会委員
総合的な学習(探求)の時間講師
学習サポーター
スクールガード
部活動指導
PTA活動・おやじの会 他

<公民館・生涯学習センター・コミュニティセンター>

講座講師
ボランティアコーディネーター
スポーツホールボランティア
託児ボランティア
市民講座企画・運営
学習相談 他

<図書館・博物館・動物園・水族館>

読み聞かせボランティア
書架整理、絵本・紙芝居作成
古文書解読ボランティア
施設ガイド・展示案内 他

<高齢者・障がい者施設>

慰問活動
傾聴ボランティア
レクリエーション指導
デイサービス介助ボランティア
ホスピタルクラウン 他

<大学・企業>

社会貢献活動
ボランティアセンター 他

<NPO法人・グループ>

子ども食堂
子供の居場所づくり
観光ガイドボランティア
環境保全ボランティア
日本語教室
高齢者の居場所づくり
洋裁、着付け、書道、料理教室
フリースクール運営 他

生涯学習インストラクター、生涯学習コーディネーターが中心に組織化し、 さまざまな生涯学習推進活動に取り組んでいます

※全国45団体(NPO法人3団体含む)

北海道	生涯学習インストラクターまなびあさひかわ 江別生涯学習インストラクターの会 札幌生涯学習インストラクターの会 函館生涯学習インストラクターの会		
青森県	青森県生涯学習インストラクターの会		
秋田県	秋田県生涯学習インストラクターの会		
宮城県	みやぎ生涯学習インストラクターの会		
福島県	福島県生涯学習インストラクター・コーディネーターの会		
栃木県	栃木県生涯学習インストラクターの会		
群馬県	生涯学習インストラクター・コーディネーターの会 ぐんまとの会		
長野県	長野県生涯学習インストラクターの会		
富山県	富山県生涯学習インストラクターの会		
石川県	石川県生涯学習インストラクターの会		
埼玉県	埼玉県生涯学習インストラクターの会		
千葉県	佐倉市近隣地区生涯学習インストラクターの会 船橋市生涯学習インストラクターの会 成田市生涯学習インストラクターの会「創年の会」		
		東京都	町田市生涯学習インストラクター(コーディネーター)の会 東京都多摩地区生涯学習インストラクターの会 東京南部地区生涯学習インストラクター・コーディネーターの会
		神奈川県	かながわ生涯学習インストラクター・コーディネーターの会
		山梨県	山梨県生涯学習インストラクターの会
		静岡県	静岡県生涯学習インストラクターの会
		岐阜県	NPO法人 生涯学習かに
		福井県	ふくい県生涯学習インストラクターの会
		愛知県	あいち生涯学習の会
		滋賀県	NPO法人 滋賀県生涯学習インストラクターの会
		三重県	みえ生涯学習インストラクターの会 すずか生涯学習インストラクターの会
		奈良県	奈良県生涯学習インストラクターの会
		大阪府	NPO法人 大阪生涯学習推進協議会 摂津市生涯学習インストラクターの会
		岡山県	岡山生涯学習インストラクター協会
		広島県	広島県生涯学習インストラクター・コーディネーターの会
		山口県	生涯学習インストラクターの会 山口
		香川県	かがわ生涯学習の会
		徳島県	徳島県生涯学習インストラクター・コーディネーターの会
		愛媛県	愛媛生涯学習インストラクター協会
		高知県	高知県生涯学習インストラクター・コーディネーター協会
		福岡県	「福岡県生涯学習インストラクターの会」久留米支部
		大分県	大分県生涯学習インストラクターの会
		佐賀県	佐賀県生涯学習インストラクターの会・クリエイトさが
		熊本県	くまもと生涯学習インストラクターの会・まなぶ
		鹿児島県	鹿児島県生涯学習インストラクター・コーディネーターの会
		沖縄県	沖縄県生涯学習インストラクター・コーディネーター協会

(出典)一般財団法人社会通信教育協会資料(2022.6.27)